

第79期 定時株主総会 招集ご通知

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場をお控えいただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役10名選任の件
第3号議案	補欠監査役1名選任の件



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第79期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」を経営理念とし、各事業分野において蓄積された専門知識と企画力を基に、お客様のニーズに合った付加価値の高い商品とサービスを提供することにより、豊かな社会づくりに貢献することを基本方針としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月



代表取締役社長兼
社長執行役員
中村 克久

○目次

<第79期定時株主総会招集ご通知>.....	2	主要な事業内容.....	23
<株主総会参考書類>.....	5	主要な事業所.....	23
第1号議案 定款一部変更の件		従業員の状況.....	23
第2号議案 取締役10名選任の件		主要な借入先の状況.....	24
第3号議案 補欠監査役1名選任の件		会社の現況	
		株式の状況.....	24
		会社役員の状況.....	25
		会計監査人の状況.....	28
		業務の適正を確保するための体制.....	29
<添付書類>		連結計算書類.....	32
事業報告.....	17	計算書類.....	34
企業集団の現況		監査報告.....	36
当事業年度の事業の状況.....	17		
直前3事業年度の財産および損益の状況.....	20		
重要な子会社の状況.....	21		
対処すべき課題.....	21		

株主各位

証券コード 8085
2022年6月8日
札幌市中央区北一条西七丁目1番地
ナラサキ産業株式会社
代表取締役社長 中村 克久

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、健康状態にかかわらず、本株主総会のご来場を控えていただき、極力、**書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**

なお、書面により事前の議決権行使をいただく場合、**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時						
2 場 所	札幌市中央区北一条西六丁目3番1号 ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「丹頂」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)						
3 目的事項	<table border="0"><tr><td>報告事項</td><td>1. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
報告事項	1. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件						
	2. 第79期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件						
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件						

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」は、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルス感染防止のための株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染の状況や政府等の発表内容等により、今後の株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) にてお知らせします。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
また、役員、係員は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
(当日、会場受付付近には、消毒液を配備いたします。)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
(新 設)	<p>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役10名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位	出席回数 /取締役会
1	吉田 耕二 再任	代表取締役会長	14/14
2	中村 克久 再任	代表取締役社長	14/14
3	米谷 寿明 再任	取締役	14/14
4	每原 吉紀 再任	取締役	14/14
5	田中 誠至 再任	取締役	14/14
6	川上 公司 新任	執行役員	—
7	片貝 光延 再任	取締役	14/14
8	鈴木 修 再任	取締役	14/14
9	山本 昌平 再任 社外 独立	取締役	14/14
10	吉野 高 再任 社外 独立	取締役	14/14

(ご参考) 本総会終了後の取締役のスキルマトリックス

各取締役候補者に主に期待する分野・スキルは次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	在任 年数	本総会後の地位 (予定)	候補者に期待する分野・スキル					
				企業経営 経営戦略	営業 マーケ ティング	財務 会計	人事 人材開発	法務 コンプライア ンス	リスク マネジメント
1	吉田 耕二	10年	代表取締役会長	●		●		●	●
2	中村 克久	11年	代表取締役社長	●	●		●	●	●
3	米谷 寿明	12年	取締役	●		●		●	●
4	毎原 吉紀	11年	取締役	●		●	●	●	
5	田中 誠至	2年	取締役	●	●	●		●	
6	川上 公司	—	取締役	●	●			●	
7	片貝 光延	3年	取締役	●	●			●	
8	鈴木 修	3年	取締役	●	●			●	
9	山本 昌平	8年	取締役(社外)	●				●	●
10	吉野 高	6年	取締役(社外)					●	●

候補者番号

1

よしだ こうじ
吉田 耕二

再任

生年月日

1954年7月2日

所有する当社の株式数

20,308株

在任年数（本総会終結時）

10年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

2

なかむら かつひさ
中村 克久

再任

生年月日

1957年4月27日

所有する当社の株式数

28,510株

在任年数（本総会終結時）

11年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1979年4月	三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行 株式会社) 入社	2008年6月	同社執行役員営業第2部長
		2010年6月	同社常務執行役員
2005年7月	同社営業第2部長	2012年6月	当社代表取締役副社長兼副 社長執行役員管理部門統括
2005年12月	同社営業第3部長		監査部、審査部担当
2006年6月	同社審査部長	2015年6月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社代表取締役副社長および代表取締役会長を歴任し、優れた経営手腕を発揮しております。また、長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	当社入社	2011年6月	当社取締役兼常務執行役員 北海道支社長兼建材・エネ ルギー本部長
1998年4月	当社F A部長		
2006年6月	当社執行役員F A部長	2012年6月	当社代表取締役社長兼社長 執行役員
2009年4月	当社執行役員電機本部副本 部長兼F A部長	2015年6月	当社代表取締役社長兼社長 執行役員機械本部長
2010年4月	当社執行役員営業企画部長	2016年4月	当社代表取締役社長兼社長 執行役員（現任）
2011年4月	当社常務執行役員北海道支 社長兼建材・エネルギー本 部長		

取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長として優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しております。また、入社以来、様々な事業部門に携わり、これらによって培われた専門的知識や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 3

よねや としあき
米谷 寿明

再任

生年月日

1959年2月20日

所有する当社の株式数

23,225株

在任年数（本総会終結時）

12年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号 4

まいはら よしのり
毎原 吉紀

再任

生年月日

1959年3月1日

所有する当社の株式数

11,402株

在任年数（本総会終結時）

11年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月	株式会社北海道拓殖銀行入行	2015年6月	当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部、監査部担当
1998年7月	当社入社		
2003年4月	当社審査部長		
2005年4月	当社審査・業務部長	2016年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部、安全環境部担当
2006年4月	当社経営企画部長		
2006年6月	当社経営企画部長兼IR・広報部長	2018年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部担当
2008年6月	当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長		
2010年6月	当社取締役兼執行役員北海道支社副支社長兼北海道総務部長	2020年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長（現任）
2012年6月	当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部担当		

取締役候補者とした理由

当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月	当社入社	2016年6月	当社取締役兼執行役員経理部長 監査部、審査部担当
2002年4月	当社経理部副部長		
2003年4月	当社経理部長	2017年7月	当社取締役兼執行役員経理部長 人事部、審査部担当
2010年6月	当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長	2018年6月	当社取締役兼常務執行役員総務人事部兼IR・広報部長 監査部、経理部、審査部担当
2011年6月	当社取締役兼執行役員経営企画部長 経理部（経理、会計）担当	2020年6月	当社取締役兼常務執行役員総務人事部、IR・広報部、経理部担当（現任）
2013年6月	当社取締役兼執行役員経理部長 CSR室、IR・広報部、総務部担当		
2015年6月	当社取締役兼執行役員経理部長 CSR室、IR・広報部、総務部、審査部担当		

取締役候補者とした理由

当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 5

たなか せいじ
田中 誠至

再任

生年月日

1963年7月4日

所有する当社の株式数

7,190株

在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号 6

かわかみ こうじ
川上 公司

新任

生年月日

1965年2月26日

所有する当社の株式数

3,923株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年4月	三菱信託銀行株式会社 （現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入社	2020年6月	当社取締役兼常務執行役員 監査部、審査部、営業企画部 担当
2010年4月	同社営業開発部副部長	2021年6月	当社取締役兼常務執行役員 審査部、営業企画部担当（現任）
2011年10月	同社営業第7部長		
2013年6月	同社執行役員営業第4部長		
2016年6月	当社常勤監査役		

取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有し、当社常勤監査役として4年間の監査業務と管理部門各業務の担当役員を経験し、各事業に精通していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1989年5月	当社入社	2022年4月	当社執行役員北海道電機部長（現任）
2012年4月	当社機器四部副部長		
2013年4月	当社機器四部長	2022年6月	当社取締役兼常務執行役員 電機本部長（予定）
2019年4月	当社東北支店長兼機器四部長		
2019年6月	当社執行役員東北支店長兼 機器四部長		
2021年4月	当社執行役員北日本電機部長		

取締役候補者とした理由

当社電機本部内の要職を歴任し、電機関連事業と当該事業展開地域に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

7

かたがい みつのぶ
片貝 光延

再任

生年月日

1962年4月10日

所有する当社の株式数

6,619株

在任年数（本総会終結時）

3年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

8

すずき おさむ
鈴木 修

再任

生年月日

1965年1月1日

所有する当社の株式数

8,478株

在任年数（本総会終結時）

3年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役兼常務執行役員 機械本部長 建設機械部担 当
2010年4月	当社F A部長		
2011年4月	当社F A部長兼海外事業推 進部長	2021年4月	当社取締役兼常務執行役員 機械本部長（現任）
2013年6月	当社電機本部副本部長兼海 外事業推進部長		
2015年6月	当社執行役員電機本部副本 部長兼海外事業推進部長		
2016年4月	当社執行役員機械本部長		

取締役候補者とした理由

当社機械本部長として機械関連事業に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役兼執行役員建材・ エネルギー本部長兼建材部長
2012年4月	当社北海道建材部副部長		
2015年4月	当社建材部長	2021年4月	当社取締役兼執行役員建設・ エネルギー本部長
2017年4月	当社建材・エネルギー本部 副本部長兼建材部長	2021年6月	当社取締役兼常務執行役員建 設・エネルギー本部長（現任）
2018年6月	当社執行役員建材・エネルギー 本部副本部長兼建材部長		

取締役候補者とした理由

当社建設・エネルギー本部長として建設・エネルギー関連事業に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 9

やまもと しょうへい
山本 昌平

再任

社外

独立

生年月日

1962年12月31日

所有する当社の株式数

2,187株

在任年数（本総会終結時）

8年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1998年 4月	東京弁護士会弁護士登録 柳瀬法律事務所（現 丸の内中央法律事務所）入所	2015年 4月	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士（現任）
1998年 5月	株式会社メガハウス監査役 （非常勤）（現任）	2015年 6月	三信電気株式会社社外監査 役（現任）
2008年 6月	株式会社バンダイ社外監査 役（現任）	2021年 6月	日本コープ共済生活協同組 合連合会理事（非常勤） （現任）
2009年 6月	トーイン株式会社社外監査 役（現任）		
2014年 6月	当社社外取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と専門知識および高い法令遵守の精神ならびに他社役員としての経営経験を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、客観的・中立的な立場で社外取締役としての役割を果たすことを期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

当社は、山本昌平氏が所属する丸の内中央法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号 10

よしの
吉野 たかし
高

再任

社外

独立

生年月日

1957年8月12日

所有する当社の株式数

1,118株

在任年数（本総会終結時）

6年

取締役会出席状況

14/14回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1 株未満切捨表示)
3. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定であります。なお、本保険契約は2022年7月に更新予定であります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社および当社の主要子会社の取締役・監査役

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の職務執行に起因して、株主代表訴訟や会社訴訟等で損害賠償請求を提起されたこと
によって被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）について填補するものです。

③被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の負担はありません。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 東京弁護士会弁護士登録

小林清巳法律事務所入所

1998年 6月 吉野高法律事務所代表（現任）

2016年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。引き続き専門の見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、客観的・中立的な立場で社外取締役としての役割を果たすことを期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

は し も と あ き お
橋本 昭夫

社外

生年月日

1943年2月28日

所有する当社の株式数

一株

略歴（重要な兼職の状況）

1969年4月	日本弁護士連合会弁護士登録	2022年1月	弁護士法人 橋本・大川合同
1972年1月	橋本昭夫法律事務所 所長		法律事務所 代表社員（現任）
1995年8月	空知炭礦株式会社取締役社長（現任）		
1998年4月	橋本・大川合同法律事務所 所長		

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橋本昭夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 橋本昭夫氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、橋本昭夫氏が社外監査役に就任した場合は、同保険の被保険者となる予定です。なお、本保険契約は2022年7月に更新予定であります。その契約の内容の概要は、14頁に記載のとおりです。

ご参考 コーポレートガバナンスについて

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」という経営理念の下、会社の持続的成長と更なる企業価値の向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることを基本方針としています。

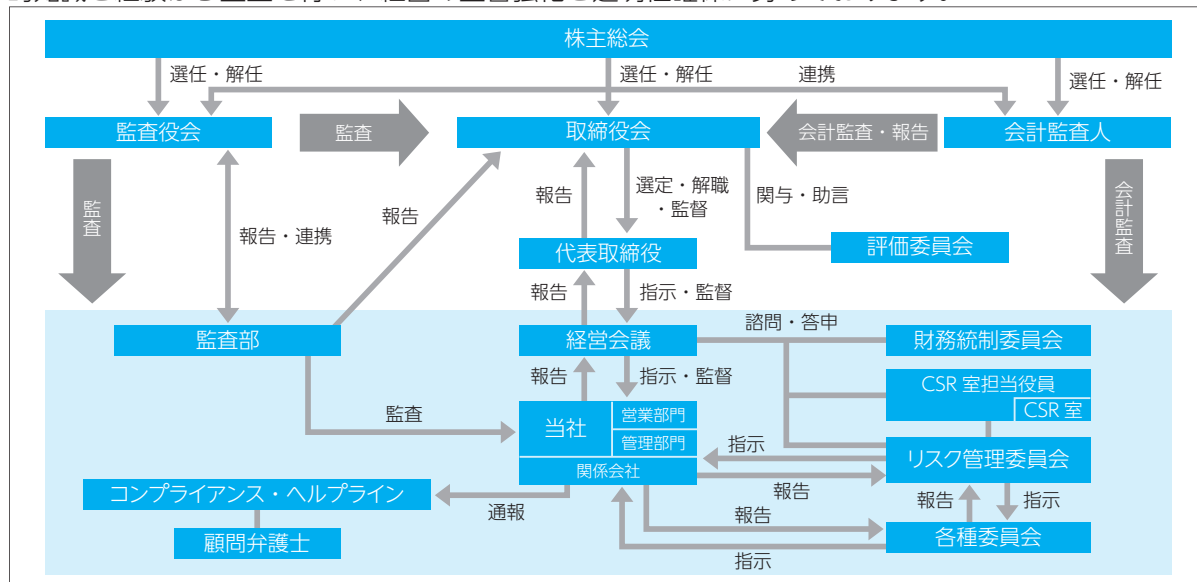
すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築することで、企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。

企業統治の体制

当社は、執行役員制度を採用しております。取締役は会長・社長・副社長以外の役職を設けず、役割により執行役員を兼務し、執行役員は、社長・副社長・専務・常務の階層を設けております。

経営機能の役割分担と権限の明確化により意思決定が迅速に行われ、業務執行機能の強化につながっております。また、経営の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスを一層強化するため、独立役員である社外取締役2名を選任しております。

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と独立役員である社外監査役2名は、高い専門的知識と経験から監査を行い、経営の監督強化と透明性確保に努めております。



以上

[添付書類] 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、ワクチン接種が進んだことによる新規感染者数の減少、緊急事態宣言の解除等により、経済活動に回復の動きが見られました。しかしながら、新たな変異株の感染拡大に加え、ウクライナ情勢の緊迫化により世界経済の停滞が懸念されるなど、先行きの不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループでは本年度よりスタートした中期経営計画“Dash Forward 2023”の基本方針に基づき、グループ総合力の発揮、コア事業の強化、激変する事業環境への対応などに取り組んでまいりました。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、半導体需要の拡大に伴う設備投資が活発化するとともに、都市部を中心とした建設需要も回復基調で推移しました。一方で、部材不足の長期化や原材料価格高騰などの影響を受けました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は947億97百万円（前年度比8.8%増）、営業利益は23億3百万円（前年度比22.3%増）、経常利益は23億99百万円（前年度比26.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億66百万円（前年度比6.4%増）となりました。

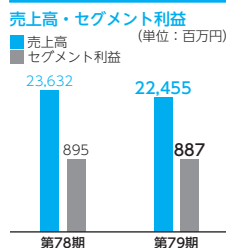
	第78期	第79期	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	87,168	94,797	7,629	8.8%増
営業利益	1,883	2,303	420	22.3%増
経常利益	1,900	2,399	498	26.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,472	1,566	93	6.4%増

セグメント別の概況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを次のとおり変更しております。建設市場におけるシナジー効果発揮を目的とした会社組織の変更に伴い、「建材・燃料関連事業」と「建設機械関連事業」を統合するとともに「建設・エネルギー関連事業」に名称を変更し、報告セグメントを「電機関連事業」「機械関連事業」「建設・エネルギー関連事業」「海運関連事業」の4セグメントに変更いたしました。

以下の前年度比較については、前年度の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値で比較分析しております。

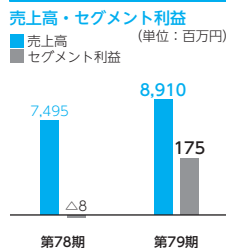
電機関連事業



生産設備および建築設備分野ともに、旺盛な需要を背景としてFA機器製品、レーザ加工機などの販売が堅調に推移しました。一方、部材不足等に伴う製品確保の難しい状況がより広範囲にわたり、受注活動や製品の受渡しに大きな影響を及ぼしました。

以上の結果、売上高は224億55百万円（前年度比5.0%減）、セグメント利益は8億87百万円（前年度比1.0%減）となりました。

機械関連事業



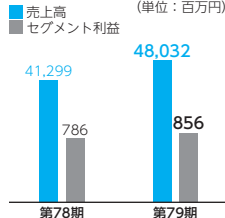
産業機械分野では、コロナ禍による投資抑制の影響を受けつつも、設備投資案件が増加傾向にあり、また、農業施設分野における設備物件の受渡しなども順調に推移したことから、売上高が伸長するとともに、原価削減の効果により、セグメント損益は大きく改善しました。

以上の結果、売上高は89億10百万円（前年度比18.9%増）、セグメント利益は1億75百万円（前年度はセグメント損失8百万円）となりました。

建設・エネルギー関連事業

売上高・セグメント利益

(単位：百万円)



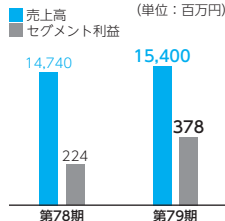
建材分野では、北海道新幹線工事や札幌近郊の建築案件において生コンの出荷が伸長するとともに、橋梁資材の受注・受渡しが順調に推移しました。建設機械分野では、道路機械の販売が好調に推移しました。エネルギー分野では、原油価格の高騰や価格競争による厳しい市場環境の中で、ガソリン等の販売数量は前年並みを確保しました。

以上の結果、売上高は480億32百万円（前年度比16.3%増）、セグメント利益は8億56百万円（前年度比8.9%増）となりました。

海運関連事業

売上高・セグメント利益

(単位：百万円)



連結子会社のナラサキスタックス株式会社において、北海道内の建築需要が活発化したことに伴い、鋼材など貨物の取扱いが増加しました。また、新規案件の取り込み、外注費や諸経費の圧縮などにより、収益確保に努めました。

以上の結果、売上高は154億円（前年度比4.5%増）、セグメント利益は3億78百万円（前年度比68.7%増）となりました。

- (注) 1. 上記売上高は、外部顧客に対するものであります。
2. 上記セグメント利益またはセグメント損失は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

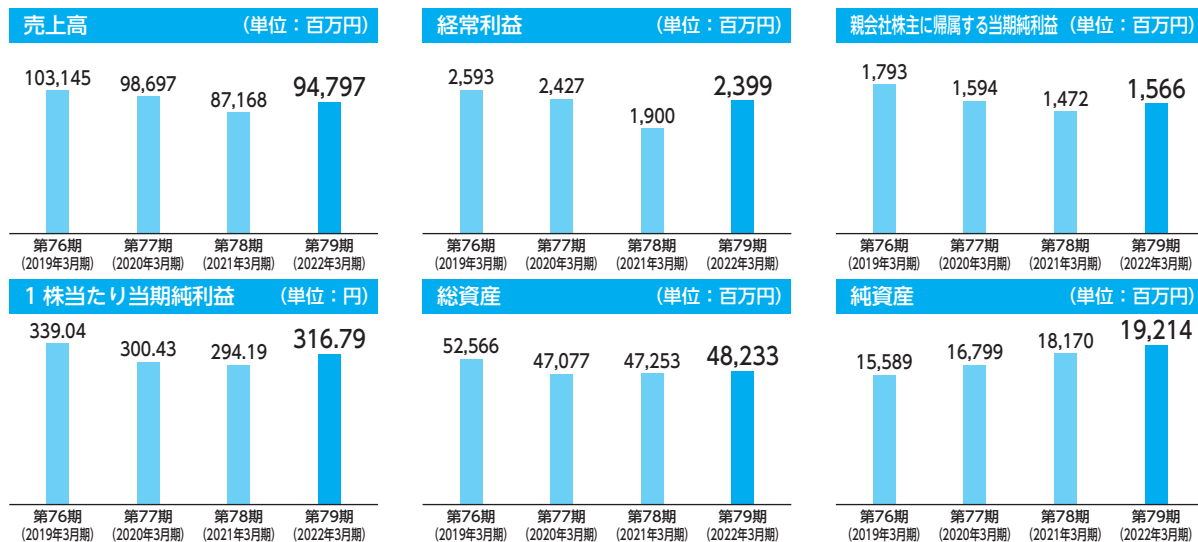
② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資について、特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



		第76期 (2019年3月期)	第77期 (2020年3月期)	第78期 (2021年3月期)	第79期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	103,145	98,697	87,168	94,797
経常利益	(百万円)	2,593	2,427	1,900	2,399
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,793	1,594	1,472	1,566
1株当たり当期純利益	(円)	339.04	300.43	294.19	316.79
総資産	(百万円)	52,566	47,077	47,253	48,233
純資産	(百万円)	15,589	16,799	18,170	19,214

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
ナラサキスタックス株式会社	421	90.2	海陸一貫輸送
ナラサキ石油株式会社	130	91.7	石油類の販売

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中、緩やかながらも持直しの動きを見せています。一方、新たな変異株の登場、半導体・部材不足や原材料価格高騰の長期化、国際情勢の緊迫化などにより、社会経済活動が再び制約を受けることが懸念されております。

当社グループを取り巻く事業環境は、そうした状況による業績面への影響が懸念されるものではありませんが、防災・減災、国土強靱化、デジタル化や脱炭素化関連投資の拡大が見込まれ、更には感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図るための取組みが各方面で加速するものと思われます。事業環境の変化に適切に対応するとともに、当社グループが総合力を発揮することにより、さまざまな社会課題の解決に貢献できる場面が豊富にあるものと考えております。

先々を見通すことが大変困難な状況ではありますが、顧客や社会のニーズにしっかり応えること、すなわちソリューションを提供することにより、当社グループの企業価値を高め、ひいては社会全体のサステナブルな発展に寄与するものと考えております。

当社グループは、下記の項目を経営課題および事業戦略として認識し、その取り組みを通じて「持続的成長」の実現と「企業価値」の向上を目指すとともに、「経営の透明性・公正性・健全性」の更なる充実を図ってまいります。

① 成長戦略推進と競争力強化

イ. 事業セグメント間の連携強化とグループ総合力の発揮

当社グループの事業領域は極めて広範囲で、事業内容も多岐に渡っており、各事業セグメント間での情報共有化を推進し、連携・協業体制を一層強めることにより、グループとしての総合力を発揮し、更なる収益拡大に努めてまいります。

ロ. コア事業の強化と新事業・新分野の創出

当社グループでは、電機・機械、建設・エネルギー、海運の4セグメントをコア事業と位置付け、販売戦略・地域戦略を機動的に見直すとともに、事業領域の「選択と集中」、高品質サービスの提供による差別化・高付加価値化を推進することにより、収益力向上に努めてまいります。また、環境・エネルギー分野ならびに先端技術分野に関しましては、当社グループの特性を活かして新たなビジネスに積極的に取り組み、将来の中核事業への育成を目指してまいり

ます。

ハ. COVID-19への対応と激変する事業環境への適応

新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みを徹底するとともに、事業環境の変化に適応し、データやデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズに基づく製品・サービスの提供やビジネスモデルの変革を進めてまいります。

② 経営基盤の強化

イ. 財務基盤の強化とキャッシュフロー経営の徹底

グループとしての収益力の向上と資金の効率的運用を通じて、営業活動によるキャッシュフローの増加を図るとともに、有利子負債を削減するなどによりまして、財務体質の改善に取り組んでまいります。また、成長分野や高収益分野に対して経営資源を積極的に投下してまいります。

ロ. 人材の確保・育成、働き方改革

年齢バランスや技術承継のために安定採用を基本とし、セグメント毎の事業戦略に基づき人材の適正配置に努めてまいります。また、社員の人格・個性・多様性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、メリハリある働き方を通じて、社員が豊かで充実した生活を実現するための取り組みを今後も継続してまいります。

ハ. コンプライアンスの徹底

グループ行動規範の遵守徹底と社員教育によるコンプライアンス意識の定着化を図ってまいります。また、法令違反の発生を未然に防止するための監視・牽制機能を整備することにより、コンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

ニ. コーポレートガバナンスの充実

当社は、会社の持続的成長と更なる企業価値向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレートガバナンスの一層の充実に努めてまいります。また、様々なリスクを適切にコントロールするためのリスク管理体制を整備してまいります。

ホ. ESGへの取り組み強化

事業活動においては常に環境への影響に配慮しつつ、持続可能な社会の発展を実現するために、汚染予防ならびに環境保全・保護に主体的に取り組んでまいります。また、地域社会との交流を通じてよりよい社会の実現に努めてまいります。加えて、地域の活性化などの社会的課題の解決に向けて、貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
電機関連事業	配電制御機器、回転機器、F A 機器等の販売 空調・冷凍・冷蔵設備、電気設備、昇降機設備の販売 レーザ加工機、電子ビーム加工機、放電加工機の販売 セラミックス、エンジニアリングプラスチック加工品の販売
機械関連事業	農業施設、産業機械、環境エネルギー関連機械ならびにそれらの設備・プラント等の販売
建設・エネルギー関連事業	セメント、生コンクリート、建築資材、土木資材、環境関連資材、輸入資材等の販売 石油製品、LPガス、アスファルトの販売、ENEOSでんき代理店、道路切削舗装機械、コンクリートポンプ車、ロータリ除雪車、その他建設機械の販売
海運関連事業	港湾運送、倉庫、内航運送、外航不定期航路、通関、海運代理店、航空運送代理店、一般貨物自動車運送、海運仲立

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
当社	本社 支社 支店	東京都中央区 北海道札幌市 北海道旭川市、北海道帯広市、宮城県仙台市、神奈川県横浜市、 愛知県名古屋市、大阪府大阪市、福岡県福岡市
ナラサキスタックス株式会社	本社 東京支社	北海道苫小牧市 東京都中央区
ナラサキ石油株式会社	本社	北海道札幌市

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減
電機関連事業	180	3名減
機械関連事業	59	7名減
建設・エネルギー関連事業	164	4名増
海運関連事業	229	10名減
全社 (共通)	93	3名増
合計	725	13名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
415名	5名減	42.3歳	16.1年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	681
株式会社北洋銀行	605
株式会社北海道銀行	218

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,325,600株 |
| ③ 株主数 | 1,732名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱電機株式会社	419	8.33
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	290	5.76
三菱UFJ信託銀行株式会社	231	4.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	197	3.92
光通信株式会社	183	3.63
東京海上日動火災保険株式会社	162	3.22
ナラサキ産業社員持株会	156	3.11
株式会社北洋銀行	143	2.85
極東開発工業株式会社	141	2.81
住友大阪セメント株式会社	109	2.16

- (注) 1. 当社は、自己株式を292,518株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 田 耕 二	
代表取締役社長兼社長執行役員	中 村 克 久	
取締役兼常務執行役員	米 谷 寿 明	C S R室長 兼 経営企画部長
取締役兼常務執行役員	毎 原 吉 紀	総務人事部、I R・広報部、経理部担当
取締役兼常務執行役員	田 中 誠 至	審査部、営業企画部担当
取締役兼常務執行役員	吉 原 邦 彦	電機本部長
取締役兼常務執行役員	片 貝 光 延	機械本部長
取締役兼常務執行役員	鈴 木 修	建設・エネルギー本部長
取締役	山 本 昌 平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 株式会社バンダイ 社外監査役 株式会社メガハウス 監査役 (非常勤) トーイン株式会社 社外監査役 三信電気株式会社 社外監査役 日本コープ共済生活協同組合連合会 理事 (非常勤)
取締役	吉 野 高	吉野高法律事務所 代表
常勤監査役	長 谷 川 昌 史	
監査役	湯 尻 淳 也	弁護士法人小野総合法律事務所 パートナー弁護士
監査役	大 瀧 敦 子	石本哲敏法律事務所 パートナー弁護士 株式会社JMホールディングス 社外取締役 メディキット株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役山本昌平氏および取締役吉野 高氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役湯尻淳也氏および監査役大瀧敦子氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役山本昌平氏、取締役吉野 高氏ならびに監査役湯尻淳也氏、監査役大瀧敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険契約の内容の概要は26頁のとおりであります。

【保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の範囲
当社および当社の主要子会社の取締役・監査役
- ②填補の対象となる保険事故の概要
被保険者の職務執行に起因して、株主代表訴訟や会社訴訟等で損害賠償請求を提起されたこと
によって被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）について填補するものです。
- ③被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額会社負担としており、被保険者の負担はありません。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	285 (9)	234 (9)	31 (—)	20 (—)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	19 (4)	19 (4)	—	—
合計	14	305	254	31	20

- (注) 1. 2014年6月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内、監査役の報酬額を年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、上記報酬額とは別枠で、対象取締役にに対し年額60百万円以内の金銭報酬債権を支給することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名であります。
3. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の監査役の員数が相違しておりますのは、2021年6月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれているためであります。
4. 業績連動報酬に係る指標は、当社の収益性を示す数値である連結営業利益を選択しております。業績指標として、当該指標を選定した理由といたしましては、本業の事業活動により得た利益を示すものとして代表的な業績指標であり、業務執行の成果を測る指標として最も合理的であると考えためであります。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は□(1)①事業の経過および成果に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割り当ての際の条件等は(2)③ハ。取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針のとおりであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）について、独立した指名・報酬委員会である「評価委員会」で審議し、その内容を2021年7月13日開催の取締役会において決議しております。

ロ. 基本方針

取締役の報酬は、業績向上への意欲を高めるとともに、中長期的な視点での企業価値向上に資する報酬体系と、優秀な人材の確保が可能な水準とすることを基本方針としております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・取締役の報酬については、①金銭報酬（定額の月額報酬）として、役位と職務内容に基づ

く基本報酬と年度業績に基づく年次業績インセンティブ報酬、②株式報酬として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして付与するとともに、株主との価値共有を進めることを目的とする長期インセンティブ報酬により構成しております。

- ・インセンティブ報酬については、当社の収益性を示す数値である連結営業利益を指標とし、全社業績、部門業績、中期経営計画の年度達成状況等の評価を総合的に評価した結果と、役位ごとに定められた評価ランク別テーブルに基づき算定しております。
- ・支給割合は、基本報酬70%、年次業績インセンティブ報酬20%、長期インセンティブ報酬を10%をベースとし、年度業績、中期経営計画の達成度等の個別評価により決定しております。

二. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、評価委員会より取締役の個人別の報酬等の決定方法および評価委員会内での議論の内容について説明を受け、その内容を議論した上で、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本昌平氏は、丸の内中央法律事務所パートナー弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。また、株式会社バンダイ、トーイン株式会社、三信電気株式会社、三信電気株式会社の社外監査役、株式会社メガハウスの監査役（非常勤）、日本コープ共済生活協同組合連合会の理事（非常勤）を兼務しております。当社と株式会社バンダイ、トーイン株式会社、三信電気株式会社、株式会社メガハウス、日本コープ共済生活協同組合連合会との間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉野 高氏は、吉野高法律事務所代表であります。当社と吉野高法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役湯尻淳也氏は、弁護士法人小野総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と弁護士法人小野総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大瀧敦子氏は、石本哲敏法律事務所パートナー弁護士であります。当社と石本哲敏法律事務所との間には特別の関係はありません。また、株式会社JMホールディングス、メディキット株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と株式会社JMホールディングス、メディキット株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	山本昌平	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100%）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識および高い法令遵守の精神ならびに他社役員としての経営経験を有しており、専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場で社外取締役としての適切な役割を果たしております。また任意の指名・報酬委員会である評価委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程に客観的・中立的立場で携わっております。

地位	氏名	活動状況
取締役	吉野 高	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場で社外取締役としての適切な役割を果たしております。また任意の指名・報酬委員会である評価委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程に客観的・中立的立場で携わっております。
監査役	湯尻 淳也	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席し、監査役会全15回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大瀧 敦子	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席し、監査役会全15回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

八、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 アーク有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

【業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要】

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ナラサキ産業グループは、グループ行動規範に基づき公正な企業活動を展開し、コンプライアンスを徹底するための規程類の整備や体制を構築しております。

独立社外取締役および独立社外監査役が取締役会に出席することにより、業務執行の決定における客観性および妥当性の確保を図っております。

代表取締役社長を最高責任者とするリスク管理推進体制を構築しており、各部署の内部管理責任者を通して報告されたコンプライアンスをはじめとする、あらゆるリスク情報は、毎月定期的開催されるリスク管理委員会において審議し問題点の把握と対策に努めており、その結果は適宜経営会議に報告されております。グループ行動規範および企業倫理事例集を使用して、内部管理責任者研修および各階層別研修において教育を実施し、法令および定款の遵守を徹底しております。法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、弁護士と連携した内部通報制度を構築しており、通報を受けた場合の調査および報告体制を整備しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報および文書の取扱いは、当社社内規程および取扱要領等に従い、適切に保存および管理し、取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとなっております。総務人事部担当取締役が管理責任者となり、文書等保存状況を定期的に検証し、必要に応じて各規程等を見直しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し経営への影響を最小限に抑える体制を構築することにより、企業の社会的責任を果たし、当社グループの企業価値を高めることを目的として、リスク管理規程に基づきリスク管理推進体制を構築しております。あらゆるリスク情報を収集・審議する機関として、リスク管理委員会を設置するとともに、その傘下に部門横断的な全社リスクに対応する各種委員会を設置しております。事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに内部管理責任者に連絡し現場での緊急対応を行うとともに、CSR室に情報が集約され、重要性に応じて緊急事態対策本部が設置される体制となっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度事業計画は、中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて定めた目標をもとに作成し、目標達成の進捗状況は、経営会議において定期的に報告しております。職務の執行については、取締役会規程および職務権限規程に基づく意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の会議を開催し、経営方針、年度計画、目標数値の進捗状況等の審議ならびに報告を通して情報の共有化を図っております。関係会社運営規程に基づき、子会社の業務が適正かつ効率的に行われ、子会社を担当する当社取締役は、業績目標達成状況の把握とともに、リスク管理状況を把握して経営会議に報告しております。

子会社においても各部署の内部管理責任者から、コンプライアンスをはじめとする、あらゆるリスク情報が報告され問題点の把握と対策に努めており、その結果は、親会社である当社に報告される体制となっております。コンプライアンスおよびリスク管理等に関して、当社および子会社の委員会が連携し、当社グループの内部統制強化を図っております。

子会社における内部通報制度は、独自の内部通報体制のほか、弁護士および当社への通報体制も構築しております。

当社および子会社において、親会社監査部の定期的監査を行い、その結果を取締役に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の業務を補助する従業員を置くこととしております。

⑦ 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員の人事等については、取締役からの独立性確保のため、監査役からの意見を徴した上で決定しております。

⑧ 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会および経営会議において、取締役会付議案件に関連する事項および経営会議付議案件に関連する事項について報告しております。当社ならびに子会社の取締役および従業員は、次のとおり報告および情報提供を行います。

イ. 経営状況として重要な事項 ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 ハ. 内部統制システムに関わる部署および委員会の活動状況 ニ. 内部監査の活動状況 ホ. 重要な会計基準の変更 ヘ. 内部通報制度による通報状況および内容

監査役は、グループ監査役会を開催し、子会社監査役と連携することにより情報の把握に努め、監査の実効性を高めております。

監査役が当社ならびに子会社の取締役および従業員に報告を求めた場合は、速やかに報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取扱いをしないものといたします。

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務を適切に処理いたします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高めるため、監査役会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制規程」および内部統制を整備・運用・評価するための実施要領に基づき、適正かつ有効な内部統制システムを構築しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

上記に掲げた体制整備の基本方針に基づき、諸施策を着実に実行しております。コンプライアンスの徹底ならびにコーポレートガバナンスの充実を中期経営計画のCSR戦略テーマに掲げ、グループの体制強化に取り組んでおります。また、社員研修等においてコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めております。反社会的勢力排除の取り組みに関しては、社内ルールに基づき徹底を図っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、収益状況に応じて、安定的な配当を行うことを基本としております。

中長期的な視点に立ち、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。当事業年度の期末配当金につきましては、創業120周年の記念配当5円を含めて1株につき65円とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第78期	第79期	科目	(ご参考) 第78期	第79期
	2021年3月31日現在	2022年3月31日現在		2021年3月31日現在	2022年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	32,325	33,885	流動負債	23,804	24,203
現金及び預金	11,268	11,080	支払手形及び買掛金	13,725	12,262
受取手形、売掛金	15,610	—	電子記録債務	6,283	8,032
受取手形、売掛金及び契約資産	—	16,136	短期借入金	1,350	1,350
電子記録債権	2,737	3,022	1年内返済予定の長期借入金	343	236
商品及び製品	647	1,619	リース債務	197	204
仕掛品	—	9	未払法人税等	404	495
原材料及び貯蔵品	39	44	賞与引当金	389	422
その他	2,027	1,977	その他	1,110	1,199
貸倒引当金	△6	△5	固定負債	5,277	4,816
固定資産	14,927	14,347	長期借入金	707	498
有形固定資産	8,901	8,586	長期末払金	1,869	1,676
建物及び構築物	1,036	975	リース債務	738	675
機械装置及び運搬具	2,376	2,128	特別修繕引当金	66	100
土地	4,605	4,604	退職給付に係る負債	1,215	1,260
リース資産	856	817	その他	679	604
その他	26	60	負債合計	29,082	29,019
無形固定資産	179	174	(純資産の部)		
投資その他の資産	5,847	5,586	株主資本	16,347	17,697
投資有価証券	3,489	3,273	資本金	2,354	2,354
繰延税金資産	318	335	資本剰余金	1,288	1,292
退職給付に係る資産	1,195	1,124	利益剰余金	13,461	14,735
その他	852	861	自己株式	△757	△686
貸倒引当金	△8	△8	その他の包括利益累計額	1,395	1,057
資産合計	47,253	48,233	その他有価証券評価差額金	1,082	898
			繰延ヘッジ損益	2	1
			退職給付に係る調整累計額	310	157
			非支配株主持分	428	459
			純資産合計	18,170	19,214
			負債・純資産合計	47,253	48,233

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第78期	第79期
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	87,168	94,797
売上原価	77,652	84,947
売上総利益	9,515	9,850
販売費及び一般管理費	7,632	7,547
営業利益	1,883	2,303
営業外収益	123	181
受取利息	7	8
受取配当金	56	63
持分法投資利益	14	40
受取賃貸料	22	22
保険解約返戻金	1	24
その他	21	22
営業外費用	105	85
支払利息	67	50
債権売却損	2	14
固定資産賃貸費用	10	9
その他	25	10
経常利益	1,900	2,399
特別利益	347	5
固定資産売却益	321	5
投資有価証券売却益	25	—
特別損失	22	9
固定資産処分損	0	3
減損損失	8	5
投資有価証券評価損	13	0
投資有価証券売却損	0	—
税金等調整前当期純利益	2,225	2,395
法人税、住民税及び事業税	706	781
法人税等調整額	17	11
法人税等合計	724	793
当期純利益	1,501	1,602
非支配株主に帰属する当期純利益	28	35
親会社株主に帰属する当期純利益	1,472	1,566

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第78期 2021年3月31日現在	第79期 2022年3月31日現在	科目	(ご参考) 第78期 2021年3月31日現在	第79期 2022年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	28,276	29,520	流動負債	19,272	19,716
現金及び預金	9,093	8,590	支払手形	2,387	1,301
受取手形	2,622	1,857	電子記録債務	6,283	8,032
電子記録債権	2,737	3,005	買掛金	9,152	8,783
売掛金	11,639	12,901	短期借入金	50	50
契約資産	—	88	1年内返済予定の長期借入金	259	190
商品及び製品	548	1,505	リース債務	21	12
仕掛品	—	9	未払金	7	10
前渡金	1,179	731	未払費用	136	172
前払費用	85	95	未払法人税等	280	361
未収入金	364	725	未払消費税等	68	—
その他	10	13	前受金	326	—
貸倒引当金	△5	△4	契約負債	—	482
固定資産	6,079	5,856	預り金	36	32
有形固定資産	1,012	972	前受収益	0	0
建物	163	159	賞与引当金	258	279
構築物	40	36	その他	2	9
機械及び装置	2	1	固定負債	1,356	1,120
器具及び備品	5	7	長期借入金	292	129
土地	765	745	リース債務	36	24
リース資産	34	21	退職給付引当金	411	370
無形固定資産	158	152	繰延税金負債	137	81
電話加入権	16	16	その他	479	514
ソフトウェア	37	51	負債合計	20,628	20,836
リース資産	104	83	(純資産の部)		
投資その他の資産	4,908	4,732	株主資本	12,689	13,683
投資有価証券	2,466	2,216	資本金	2,354	2,354
関係会社株式	795	795	資本剰余金	1,288	1,292
出資金	0	0	資本準備金	619	619
破産更生債権等	2	2	その他資本剰余金	668	672
長期前払費用	1	3	利益剰余金	9,804	10,722
差入保証金	508	503	その他利益剰余金	9,804	10,722
前払年金費用	887	953	繰越利益剰余金	9,804	10,722
その他	248	259	自己株式	△757	△686
貸倒引当金	△2	△2	評価・換算差額等	1,036	856
資産合計	34,355	35,376	その他有価証券評価差額金	1,036	856
			繰延ヘッジ損益	—	0
			純資産合計	13,726	14,540
			負債・純資産合計	34,355	35,376

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第78期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第79期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	70,949	77,571
売上原価	64,376	70,836
売上総利益	6,573	6,735
販売費及び一般管理費	5,147	5,019
営業利益	1,425	1,715
営業外収益	120	153
受取利息	6	8
受取配当金	92	98
受取賃貸料	10	10
保険解約返戻金	0	24
その他	10	11
営業外費用	53	37
支払利息	18	11
債権売却損	2	7
売上割引	6	—
固定資産賃貸費用	9	8
その他	15	10
経常利益	1,492	1,831
特別利益	246	0
固定資産売却益	246	0
投資有価証券売却益	0	—
特別損失	0	22
固定資産処分損	0	3
減損損失	—	19
税引前当期純利益	1,738	1,808
法人税、住民税及び事業税	537	583
法人税等調整額	31	15
法人税等合計	569	598
当期純利益	1,169	1,209

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 逸見宗義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナラサキ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 逸見宗義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びアーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

ナラサキ産業株式会社 監査役会
常勤監査役 **長谷川 昌史** ㊞
社外監査役 **湯 尻 淳 也** ㊞
社外監査役 **大 瀧 敦 子** ㊞

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当の基準日	3月31日および中間配当金の支払いを行うときは9月30日
株主名簿 管理人 特別口座の口座 管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711(通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告の方法	電子公告 公告掲載URL https://www.narasaki.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします)

- 住所変更、単元未満株式の買取りその他各種手続きのお申出先につきましては、株主様が口座を開設している証券会社にお問合せください。
なお、特別口座に登録された株式に関する各種手続きは、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。
- 未受領の配当金のお支払につきましては、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社本支店でお支払いいたします。

ホームページ／IR情報のご案内

当社に関する最新動向や情報をお伝えしています。
TOPページ <https://www.narasaki.co.jp/>
IRページ <https://www.narasaki.co.jp/ir/>



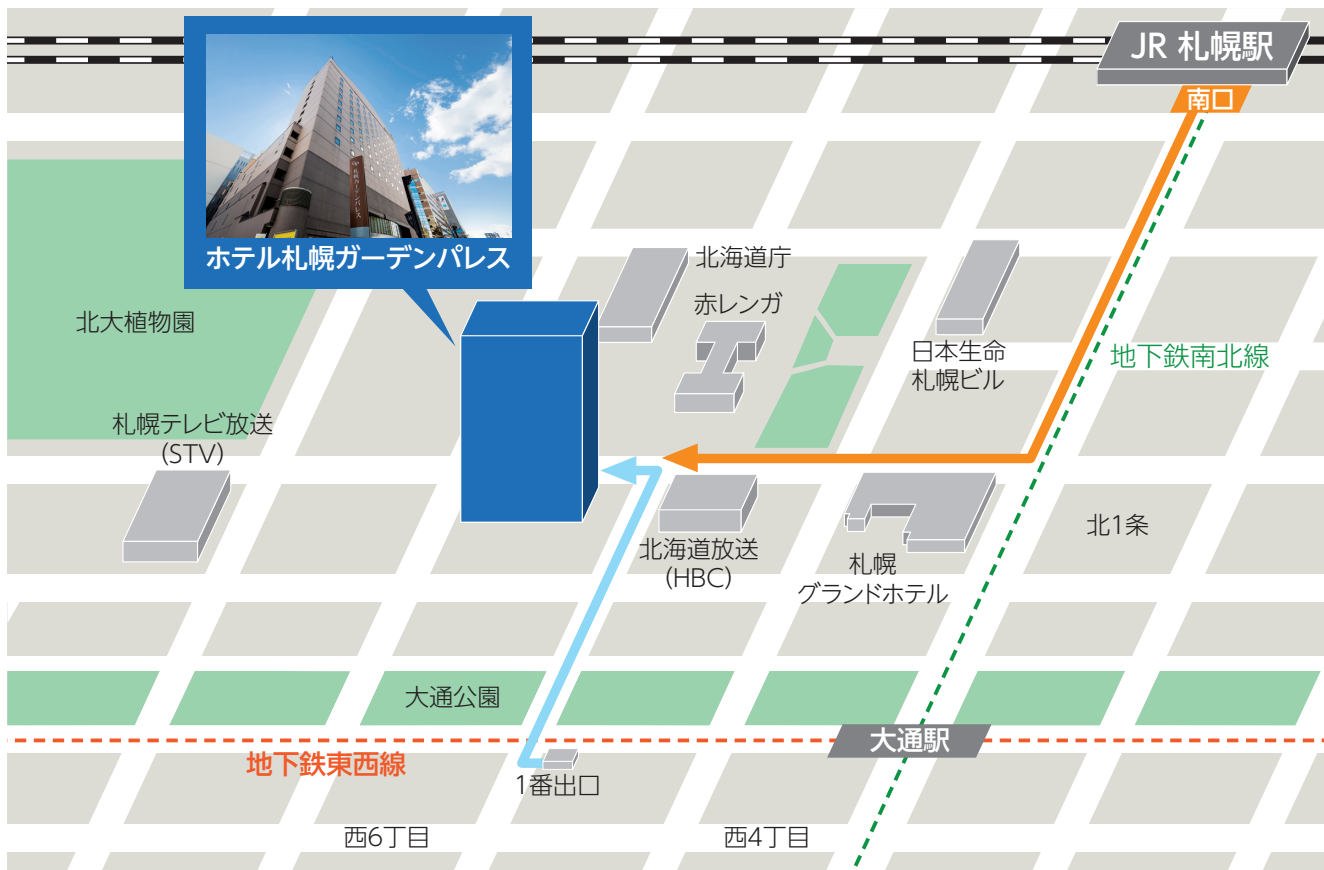
株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」

交通 | JR札幌駅より 徒歩7分
| 地下鉄大通駅より 徒歩5分

お願い

駐車場のご用意はしておりませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。